

H31.3.25
(平成30年度集団指導資料)

津山市の介護予防・日常生活支援総合事業について

～ H31.4からの通所型サービス中心に ～

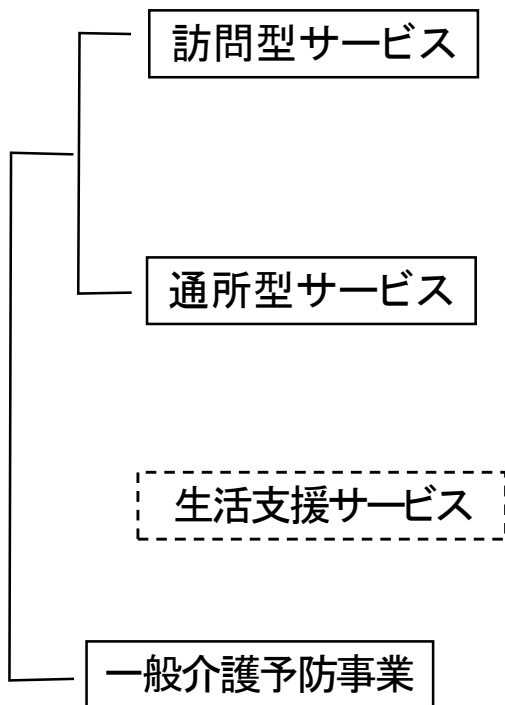
～望む暮らしの自己実現に向けて～

～健康になる可能性のある人を、みんなで元気に～

津山市環境福祉部高齢介護課

津山市総合事業のメニュー構成

総合事業



- ①従前相当(介護予防訪問サービス)
- ②住民主体(生活支援サポーター訪問サービス)
- ③短期集中(専門職応援訪問サービス)

- ①従前型(介護予防通所サービス)
- ②緩和型(ふれあい交流通所サービス)
- ③短期集中(元気いきいき通所サービス)

めざせ元気こけないからだ!!講座
ふらっとカフェ

津山市の総合事業の構成

介護予防・日常生活支援事業

介護予防・生活支援サービス

介護予防通所サービス

ふれあい交流通所サービス
(基準緩和型)

元気いきいき通所サービス
(短期集中型)

介護予防訪問サービス

専門職応援訪問サービス

生活支援サポーター訪問
サービス

↑ 担い手

一般介護
予防事業

こけないからだ講座

ふらっとカフェ

インフォーマルサービス

地域につ
なぐ
事業間連携

介護予防ケアマネジメント

自立した生活を送るための
ケアプランの作成

自立支援型地域ケア個別会議

生活支援体制整備事業

”住民や地域の声か
ら施策”

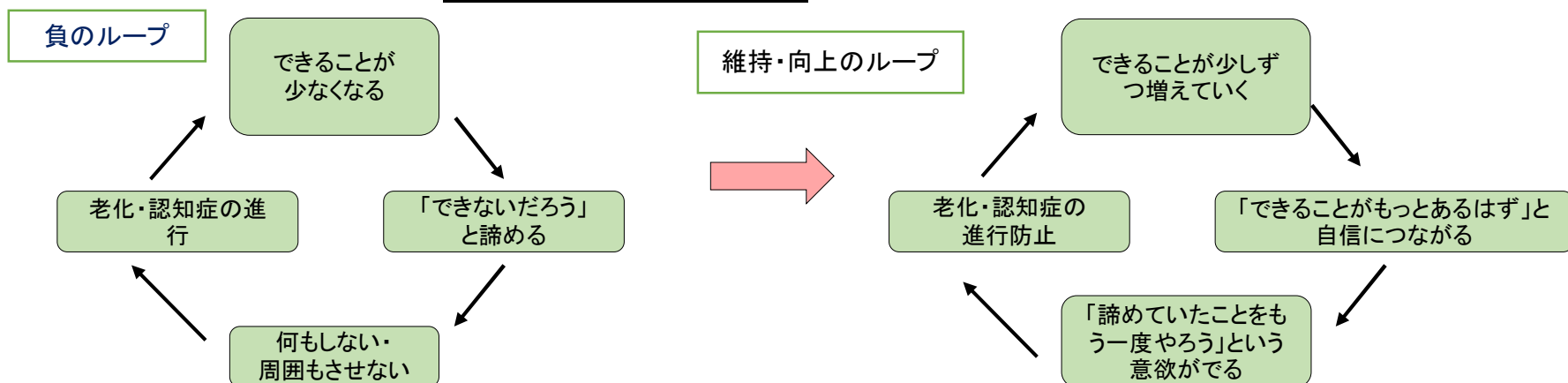
介護保険の基本理念

要介護状態となり、身体介護、機能訓練、看護、療育上の管理、その他の医療を要する者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。（介護保険法第1条 抜粋）

国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生じる心身に変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、**要介護状態となった場合**においても、**進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用すること**により、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする。（介護保険法第4条 抜粋）



**介護保険制度はサービス利用自体が目的ではなく、
自立する手段としてサービスの利用がある**

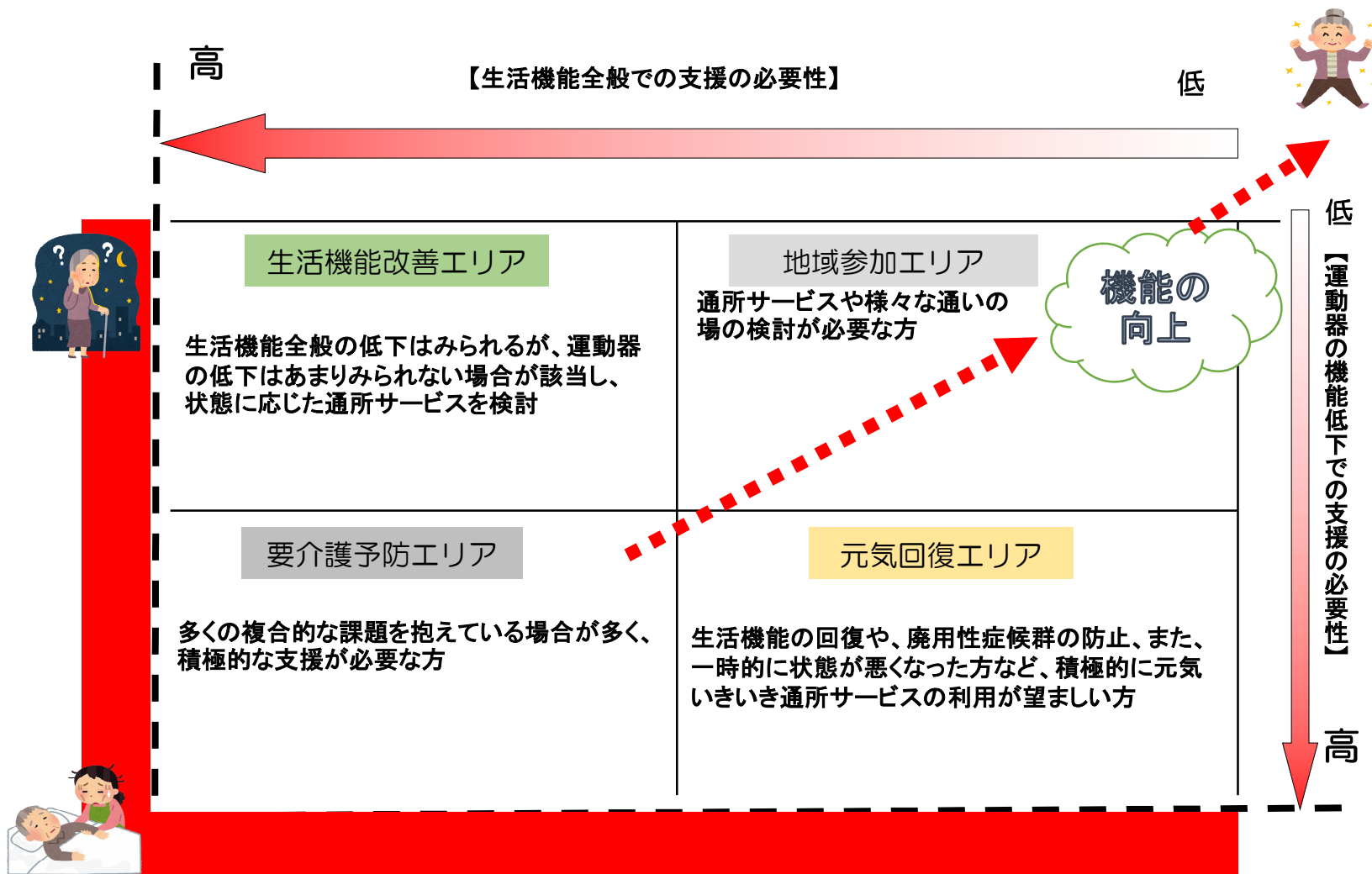


H31年4月からの総合事業(通所型サービス)の方向性

「自分らしく、自立した生活を送りたい！」を応援します

1. 個々の状態に応じた適切な通所型サービスの提供に向けて
 - ・自立支援サービス適合表の活用(基本チェックリストの活用と専門家の助言によるエリア判定)
 - ・通所サービス利用フローチャートの活用
2. 元気いきいき通所サービス(短期集中型)
 - ・地域での社会参加や自己実現、利用者の目標達成に向けて応援
 - ・サービス利用後も、利用通所事業所職員・地域包括支援センター職員など、関わる支援者がチームで社会参加を継続支援
3. ふれあい交流通所サービス(基準緩和型)
 - ・利用回数 週1回 → 週1回(要支援1) 週1~2回(要支援2)
 - ・利用者負担(負担割合1割の場合) 1回 263円 → 1回 300円

【事業対象者、要支援1・2認定者の自立支援サービス適合表】



元気いきいき通所事業の流れ

H29～

地域ケア個別会議

		短期集中 サービス提供3か月	個別 会議	同サービス・他サービスなど
--	--	-------------------	----------	---------------

サービス担当者会議

H31～

地域ケア個別会議(自立支援・望む生活へのアドバイス)

個別	担会	短期集中サービス 提供(3～6月)	社会参加・目標達成 つなぎ・継続支援	個別 会議	元の生活 社会活動参加
----	----	----------------------	-----------------------	----------	----------------

サービス担当者会議

- * 初回アセスメント(元の生活、その人らしさとは...)
- * 個別サービス計画の作成(〇〇したいを支える...)

”目標達成に向けての継続支援”

元気いきいき通所サービスが変わります

- 1 社会参加を促進するための加算
- 2 長距離送迎加算

～普段の生活や地域活動に戻れるよう

チームで支援していきませんか～

社会参加を促進するための加算

(1) 介護予防事業参加支援加算

概要

個別サービス計画に、家庭や社会へ参加するための目標を設定したうえで、個別支援プログラムを立て、3か月間サービス提供を行い、ADL、IADLの向上により、社会参加につながり、サービス提供終了後事業所が居宅に訪問し、定期的にフォローアップすることで、継続的に参加でき、その後も参加する意志が確認できた支援を評価する。

算定要件

・サービス提供終了後、次に掲げる基準のいずれにも適合し、確認できたこと

①通所系サービスを利用していないこと。

(※通所系サービス：通りハ、総合事業の介護予防通所サービス、ふれあい交流通所サービス)

②地域の「めざせ元気!!こけないからだ講座」へ継続的(1月の参加率：60%以上)に参加し、今後も継続して参加する意志があること。

【注意】

元気がいきいき通所サービス利用前から「めざせ元気!!こけないからだ講座」に定期的に参加している場合は算定できません。

加算金額

参加開始から	金額(円)
1月目	2,000
2月目	3,000
3月目	6,000

社会参加を促進するための加算

(2) 社会活動参加支援加算

概要

個別サービス計画に、家庭や社会へ参加するための目標を設定したうえで、個別支援プログラムを立て、3か月間サービス提供を行い、ADL、IADLの向上により、社会参加につながり、サービス提供終了後事業所が居宅に訪問し、定期的にフォローアップすることで、継続的に参加でき、その後も参加する意志が確認できた支援を評価する。

算定要件

・サービス提供終了後、次に掲げる基準のいずれにも適合し、確認できたこと

①通所系サービスを利用していないこと。

(※通所系サービス：通りハ、総合事業の介護予防通所サービス、ふれあい交流通所サービス)

②週2回以上、目的をもちながら居住地の敷地外へ外出していること。

(※畑仕事、農作業、買い物、散歩、定期的な活動や集まりへの参加 など)

【注意】

元気がいきいき通所サービス利用前から定期的に行っている作業や活動を継続する場合は算定できません。

加算金額

作業（活動）開始から	金額（円）
1月目	1,000
2月目	2,000
3月目	3,000

社会参加を促進するための加算

(3) 社会参加支援・生活機能モニタリング加算

概要

地域活動や自宅での役割がもてるよう、利用者の居宅へ訪問し、生活場面を通じての指導や、地域活動への体験などの働きかけを行うなど、サービス提供終了後も事業所が定期的にフォローアップすることで生活機能の維持に寄与する支援を評価する。

算定要件

・サービス提供終了後、次に掲げる基準のいずれにも適合すること

①通所系サービスを利用していないこと。

(※通所系サービス：通りハ、総合事業の介護予防通所サービス、ふれあい交流通所サービス)

②利用者の居宅を訪問し、月1回以上のフォローアップを実施していること。

(※利用者が社会参加への利用実績はないが、社会参加への働きかけや、生活機能のモニタリングを実施していること。)

加算金額

サービス提供終了後	金額 (円)
1月目	500
2月目	500
3月目	500

社会参加を促進するための加算算定の注意点

- 同月に（１）～（３）を重複して請求することはできません。
- 加算（１）および（２）については、元氣いきいき通所サービス利用後に新たに開始または再開した場合のみ請求できます。
- 加算の請求は１月ごとに津山市に対して請求してください。
- 加算算定の確認は、必ず利用者の居住地を訪問し実施してください。
（電話での確認は不可です。）

長距離送迎加算

概要

サービス提供が希薄な地域の利用者に対して、サービス提供実施のために送迎を行った場合の加算。

算定要件

・次に掲げる基準のいずれにも適合すること

- ①利用者の居住する日常生活圏域にサービス提供事業所の参入がなく、他の日常生活圏域においてサービス提供を行う必要があること。
- ②サービス提供事業所から利用者の居住地まで片道5 km以上の距離があること。

【注意】

利用者の居住する日常生活圏域にサービス提供事業所はあるが、利用者が日常生活圏域外のサービス提供事業所を希望する場合は算定できません。

加算金額

	金額 (円)
片道	470
往復	940

通所型サービスの概要(H31～)

サービス種別	従前型サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防通所サービス	ふれあい交流通所サービス	元気いきいき通所サービス
サービス内容	入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練(従来の介護予防通所介護と同様)	体操やレクリエーション等による、サービスを中心として提供。 1回3時間以上。 要支援2の場合、週2回まで利用可。	ADL、IADL改善に特化し、個別プログラムによる機能訓練を期間を定め実施。 1回3時間以内。
利用ケース	既にサービスを利用されている方で、ケアマネジメント上、同等のサービスを必要とするケース。 ケアマネジメントにおいて、専門職の指導を受けながら、入浴排泄、食事等の介助が必要なケース。 多様なサービスの利用が難しいケース * 状態像を踏まえながら多様なサービスの利用を推進していく	ケアマネジメントにおいて、専門職による支援等の必要性が低く、入浴、排泄、食事等の介助が不要で、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービスが必要と認められるケース。	骨関節疾患等で運動機能改善が予見されるケース。 廃用性症候群となる可能性の高いケース ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース。
事業の実施方法	事業者指定	事業者指定	委託
報酬単価	旧介護予防通所介護における報酬と同等	市で設定 ※旧介護予防通所介護の報酬以下に設定 1回 3,000円	市で設定 ※旧介護予防通所介護の報酬以下に設定 1回 3,290円
限度額管理の有無(支払)	有 (国保連で管理、支払)	有 (国保連で管理、支払)	無 (市から直接支払)

訪問型サービスの概要(H31～)

サービス種別	従前型サービス	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名称	介護予防訪問サービス	生活支援サポーター訪問サービス	専門職応援訪問サービス
サービス内容	従前の介護予防訪問介護のサービスを基準とし、訪問介護員等が身体介護や生活支援サービスを提供。	従前の介護予防訪問介護の対象となるサービス行為から身体介護を除いたものを一定の講習を受講した者により提供。	リハビリ専門職の日常生活動作の改善支援や環境調整、歯科衛生士による口腔ケア改善指導、栄養士等による栄養改善指導で、生活機能の改善を図る。
利用ケース	既に介護予防訪問介護を利用されている方で、ケアマネジメント上、同等のサービス利用が必要と認められるケース。また、ケアマネジメントにおいて、訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース。 * 状態像を踏まえながら多様なサービスの利用を推進していく	ケアマネジメントにおいて、専門的なサービスを要せず、生活援助の中でも簡易なサービスを必要としているケース。	生活改善が専門職の関与により可能と判断されたケース。
事業の実施方法	事業者指定	—	専門職の派遣
報酬単価	旧介護予防訪問介護における報酬と同等	1回30分未満 200円 1回30分以上1時間未満 300円	リハビリ専門職の場合:6,000円 歯科衛生士等の場合 :7,500円 (1～2回程度)
限度額管理の有無(支払)	有 (国保連で管理、支払)	無 (利用者・サポーター間の直接支払)	無 (市から直接支払)

サービスの併用について

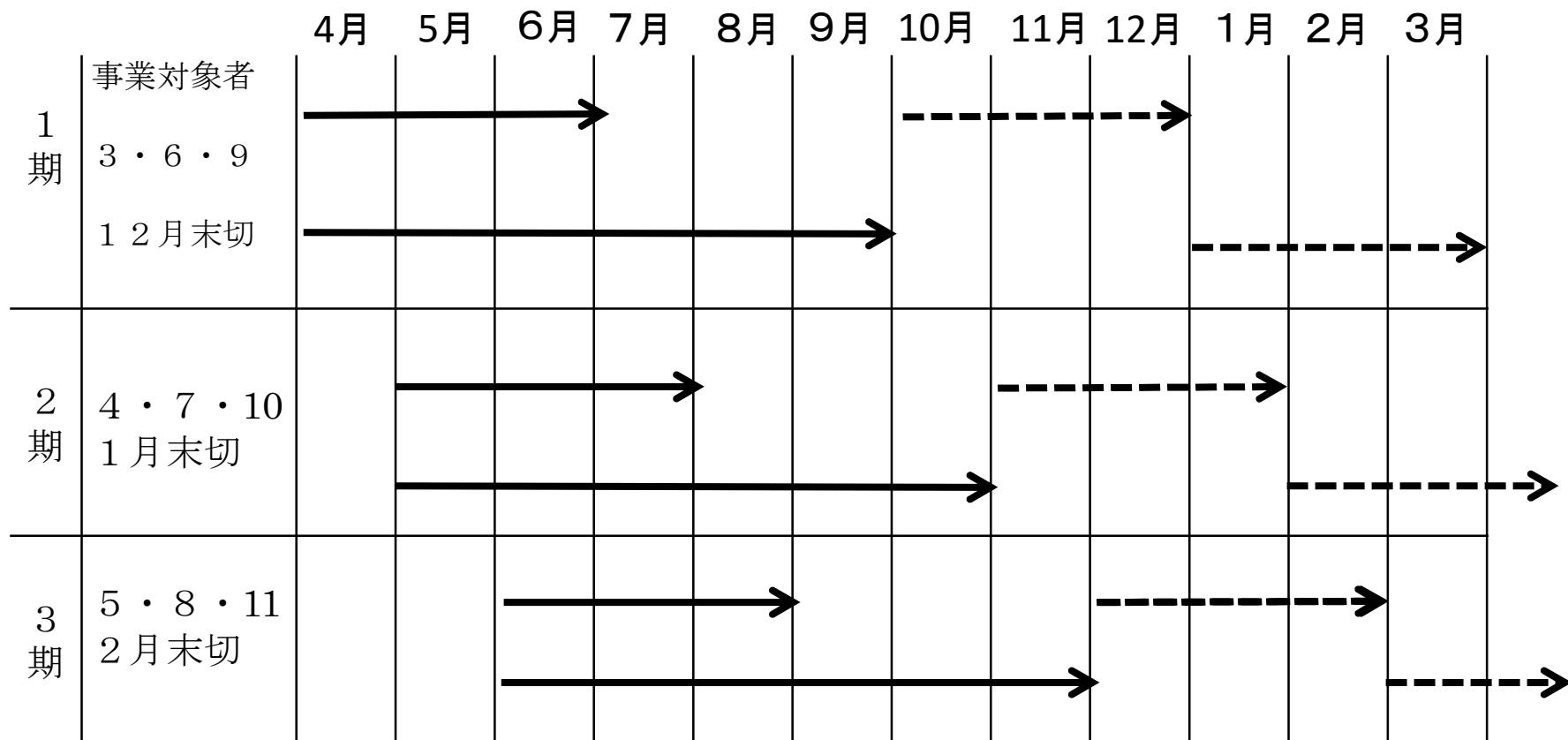
従前相当サービスにおいて、包括報酬が含まれていることから、訪問型サービス内、通所型サービス内でこれらのサービスの併用は原則できません。しかし、訪問型サービスの中の専門職訪問サービスは併用可能です。また、訪問型サービスのいずれかと通所型サービスのいずれかを併用することは可能です。

①訪問型サービス	介護予防訪問サービス	生活支援サポーター訪問サービス	専門職応援訪問サービス
介護予防訪問サービス		×	○
生活支援サポーター訪問サービス	×		○
専門職応援訪問サービス	○	○	

②通所型サービス	介護予防通所サービス	ふれあい交流通所サービス	元気いきいき通所サービス
介護予防通所サービス		×	×
ふれあい交流通所サービス	×		×
元気いきいき通所サービス	×	×	

※一般介護予防事業については、全てのサービスと併用可能

平成31年4月に全ての要支援者が通所型見直しへ移行するのではなく、認定有効期間の更新時期により、3回に分けて移行。(4月・5月・6月移行)



総合事業のイメージ図

訪問型サービス

介護予防訪問サービス(従来型)

認知機能の低下等で日常生活に支障をきたし、専門職が支援することで、生活機能の維持向上を図るための訪問サービス。状態が改善した場合は、多様なサービスへ移行する。



専門職応援訪問サービス

リハビリや栄養、口腔衛生に関する専門職が退院直後や環境調整、望む生活の実現のために訪問し支援するサービス

生活支援サポーター訪問サービス

生活支援サポーターが、自立した生活を送るために必要な支援を行う。



こけないからだ講座
(週1回)

ふれあいサロン

地域活動
(町内活動・ボランティア活動)

趣味活動
(公民館・スポーツ活動)

ふらっとカフェ



通所型サービス

介護予防通所サービス(従来型)

認知機能の低下等で進行・悪化が予測される場合や個別地域ケア会議にて「従来型」と判断された住民が利用し、専門職が支援することで生活機能の維持向上を図るためのデイサービス



ふれあい交流通所サービス

他者による継続的・定期的な見守りが必要な場合や改善後地域への通いの場がない場合社会交流を目的に基準緩和をしたデイサービス

元氣いきいき通所サービス

廃用性症候群となる可能性の高い高齢者等を中心に、一定期間(3ヵ月から6ヵ月)で生活機能を向上することに特化したデイサービス

ご清聴

ありがとうございました。

